

平成25年1月22日

山林所有者 各位

京都市北区上賀茂二軒家町9番地
京都市森林組合
TEL 075-722-3622
FAX 075-722-3696

平成24年分山林所得に係る伐採(譲渡)証明受付会について

謹啓

初春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は、当森林組合業務につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件を下記のとおり実施致しますので、必要な方はお越しく下さい。

なお、当日お越しになられない方については、1月末までに、京都市林業振興課(京都市役所内)までお越しいただきますようお願い致します。

敬具

記

(日時と場所)

- | | |
|-------|---|
| 1. 日時 | 平成 25年 1月 29日 (火)
午前10時から午後3時まで |
| 場所 | 京都市森林組合 北山支所 会議室
(北区中川川登74番地) |
| 2. 日時 | 平成 25年 1月 30日 (水)
午前10時から正午まで |
| 場所 | 京都市森林組合 雲ヶ畑支所 会議室(2F)
(北区雲ヶ畑中津川町265番地) |
| 3. 日時 | 平成 25年 1月 30日 (水)
午後1時半から午後3時まで |
| 場所 | 京都市森林組合 本所 会議室(2F)
(北区上賀茂二軒家町9番地) |

(お持ちいただくもの)

1. 印鑑(認印)
2. 証明手数料 1通につき350円
※ 郵送希望の方は、別途郵便料金が必要となります。

(注意)

- ・譲渡証明については、同封しております「組合だより第11号」の税制特集①の注1をご覧ください。
- ・山林所得とは、山林を伐採して譲渡するまたは、立木のままで譲渡することによって生ずる所得をいいます。したがって、伐採経費の証明ではありません。ご注意ください。
- ・事前に計画等が立てられていない場合、証明が受けられないことがありますのでご注意ください。